

工事費内訳書作成についての留意事項

入札談合の防止及び積算技術の向上を目的とし、入札時に工事費内訳書の提出を求める取扱いを行っています。

工事費内訳書の作成については、次の事項に留意してください。

- 工事費内訳書の様式は、北海道北見方面北見警察署のホームページからダウンロードしてください。
- 参加する全ての入札の工事費内訳書を作成し、入札書と同時に提出してください。
※ 再度入札に係る工事費内訳書の作成は必要ありません。
- 表紙の記名押印方法は、入札書と同じです。
※ 代理人が入札する場合の押印方法は、代理人の印鑑となります。
- 工事費内訳書に記載の項目を削除したり追加することは認めませんので、ご注意ください。
※ 工事価格（＝入札書の記載金額）に必ず記入してください。
- 工事費内訳書は入札書と同様、封書の上、会社名等を表記して提出願います。
- 提出されない場合及び作成に不備がある場合は、入札が無効となるので、別添**建設工事競争入札心得第23条**を十分ご理解願います。
- 工事費内訳書の内容を確認する入札は、当日の全入札の中から1件以上からくじにより選定します。
- 不明な点等は、下記までお問い合わせください。

北海道北見方面北見警察署会計課

電話 0157-24-0110（内線230）